

千葉市職員措置請求（１９千監(住)第３号）に係る監査の結果について

1 請求人 千葉市中央区中央３－１５－６ 渚法律事務所内
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉
同 村越 啓雄

2 請求日 平成１９年６月２５日

3 請求内容

- (１) 過去５年間に千葉市公衆浴場組合（浴場組合）へ交付した補助金（組合補助金）のうち、総会及び従業者研修として不当に浪費された４，０５４，５２９円について返還請求するよう千葉市長へ勧告すること。
- (２) 浴場組合に対して組合補助金を交付する際には、今後、その使途内容を精査し交付額を決定するよう勧告すること。

4 対象事項

市が平成１８年度に支出した組合補助金が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。
(住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き１年を経過したときはすることができないとされており、本件は正当な理由が認められないため、対象期間を１年とした。)

5 監査結果

(１) 結論

平成１８年度に支出した組合補助金が、違法、不当な公金の支出であるとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(２) 意見

千葉市公衆浴場組合補助金交付要綱（補助金交付要綱）に定められている補助対象事業は、その内容が具体的でなく、包括的に定められており、市は、その効果を把握するためにもできるだけ個別具体的に当該要綱において補助対象事業を定めるべきである。

また、組合補助金の交付手続において、前年度の実績報告の時に補助対象経費として認めていない経費を次年度の交付申請の時には補助対象経費として認めているが、補助対象経費の認定にあたっては、前年度に認定した額も参考にすべきである。

さらに、実績報告書に添付し提出される収支決算書には、繰越金が記載されておらず、その他の経費についても、補助対象経費として認められた額と相違する部分が見受けられたが、交付手続に係る公文書は正確であるべきである。

そして、組合補助金は、補助金交付要綱において、組合事業について包括的に補助対象として補助する仕組みとなっているが、本来補助金は個別具体的な事業について算定されるべきであることからすると、組合補助金の額の確定にあたっては、浴場組合の実績が交付申請と相違すると認められる場合には補助対象経費の実績の額に応じ、組合補助金を減額して確定することが必要である。

このようなことから、市は、組合補助金の交付手続や補助金交付要綱の見直しを速やかに行うとともに、補助金交付規則、補助金交付要綱及び財政部長通知に則り、適正な執行に努められるよう要望する。

(3) 理由（要旨）

ア 繰越金について

浴場組合は、実績報告書を提出する際に繰越金の見込額を市に口頭で報告し、その額を記載していない収支決算書を提出する取扱いとしていたが、これは適正な事務手続とは言えない。

しかし、市はこの取扱いを了承したうえで翌年度の組合補助金の交付申請について審査を行っており、浴場組合の事業規模からして多額とはいえず、組合補助金の交付の決定や額の確定等に直ちに影響を与えていない。

イ 総会及び研修（従業者）の費用について

市は、領収書の写し等のある支出のみに限って補助対象経費と認めて組合補助金を交付しており、総会及び研修（従業者）に対しては組合補助金を交付していなかった。

なお、これらの一人あたりの金額は請求人が主張するような法外な金額とはなっていない。

ウ 平成18年度の組合補助金の交付決定手続及び交付額の確定について

平成18年度に補助対象経費として認めた額は、消毒剤購入費、香り湯事業経費、研修（役員）及び事務印刷に要した費用を合算した6,007,000円であった。

組合補助金の額は、補助金交付要綱により補助対象経費の2分の1で予算の範囲内の額とされていることから、予算額2,930,000円を交付した。

平成18年度の組合補助金の交付決定手続及び交付額の確定についてみると、補助金交付要綱に違反して補助金が補助対象事業以外の用途に使用されたものではないと認められるので、これを違法、不当としてその返還を求めることはできない。

しかし、浴場組合は、市が認定し得ない経費を補助対象事業の経費として交付申請しており、これに対し、前年度の認定状況を参考にせず交付決定をしてきたことは、限られた財政を有効に用いる観点からして、また経費配分を変更する場合には市長の承認を要するとした補助金交付要綱の趣旨に照らしても改善を必要とする。